

○議長（吉田敏郎）

日程第3 議案第43号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、固定資産の現所有者の申告の制度化、環境性能割の臨時的軽減の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例等に関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第43号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今回の条例改正の内容について、御説明をいたします。今回の条例改正は、平成30年度から、令和2年度の税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置、これにより、地方税法が改正されたことに伴うものでございます。

具体的には、令和2年度税制改正に係るものとしては、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や、課税の公平性の確保の観点から、固定資産の現所有者申告の制度化及び固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大に対応するものでございます。

平成31年度の税制改正に係るものとしては、軽自動車のうち、自家用の軽自動車に係る種別割の軽減の延長、平成30年度、税制改正に係るものとしては、個人所得課税の見直しの一環として、個人町民税の均等割の非課税の範囲の改正、こちらに対応をいたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に係るものでございますが、3点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税の特例措置の拡充を図ること。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を6か月延長すること。

3点目が、イベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄したものに対し、寄附金控除として適用すること。という3点でございます。

それでは、条例案の説明をさせていただきます。参考資料として、条例改正の内

容を押さえた資料を御用意しておりますので、あわせて御覧いただければと思います。

それでは、条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。

第 1 条、開成町税条例（昭和 5 0 年開成町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正内容の御説明の前に、本条例の構成について、御説明をいたします。今回、条例改正では、条例の同一の条項について、異なる施行期日で 3 段階の改正を行う必要がありますので、第 1 条から第 3 条までの 3 条構成としております。

まず、第 1 2 条第 1 項の表中、第 1 号のオの改正ですが、こちらは法改正に伴う引用条項の繰上げに対応するものでございます。

次のページを御覧ください。改正前の第 1 9 条を第 1 9 条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項を新設いたします。なお、条の見出しを特定付帯設備の納税義務者から固定資産税の納税義務者等に改めております。この第 1 項及び第 2 項は、固定資産の使用者を所有者とみなす制度に関し、条例において規定するために新設する者で、第 1 項は、災害等で所有者が不明な場合、第 2 項は、災害等で不明な場合を除き、公簿上の調査などを尽くしても所有者が不明な場合、使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録して、固定資産税を課することができる旨の規定をするものでございます。

また、改正前の第 1 項、改正後の第 3 項の改正は、引用条項の繰下げに対応するものでございます。

3 ページを御覧ください。第 2 0 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の改正でございますが、こちらは法改正に伴う引用条項の繰下げに対応しております。

改正後の第 2 5 条の 3 は、新設条項でございます。土地又は家屋の所有者として、登記簿に登載されている個人が死亡している場合、現にこれらを所有している者は、現所有者であることを知った日から 3 か月を経過する日までに、氏名、住所等を記載した申告書を提出しなければならない旨を定めたものでございます。

第 3 6 条の改正は、現所有者が正当な理由がなく、申告書を提出しない場合には、1 0 万円の過料を処することができるよう、第 2 号の適用範囲に第 2 5 条の 3 を追加するものでございます。

次のページを御覧ください。4 ページから 5 ページ中段にかけましては、固定資産税の課税標準特例を定めた附則第 1 4 項の改正でございます。法則第 1 5 条の法及び号の繰上げに対応しております。なお、改正前の第 2 号でございますが、大気汚染防止法の指定物質の排出、飛散の抑制施設に係る特例措置、こちらが廃止されたこと、改正前の第 6 号でございますが、再生可能エネルギー設備のうち、特定水力発電設備に係る特例措置が見直されたことにより、削除するものでございます。

また、4 ページ最下段の新設をいたします改正後の第9号でございますが、特定水力発電設備に係る特例割合を改めて4分の3と定めるもの。

5 ページ中ほどの改正後の第16号、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらの新規設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性各面の実現に向けた、固定資産税の特例措置として、法が定める適用対象資産に係る特例割合を例と定めるものでございます。

附則第22項の改正でございます。軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定めるもので、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、適用期間は6か月延長し、令和3年3月31日まで、軽自動車の取得まで、適用する旨を定めてございます。

6 ページを御覧ください。改正条例の第2条でございます。第9条の2の改正は、個人所得課税の見直しの一環として、個人町民税の均等割の非課税基準を10万円加えるものでございます。

附則第14項第16号の改正は、第1条の改正により新設した附則第14項第16号について、法規則第62条が64条に繰り下げられたことに対応しております。

附則第27項の新設は、新型コロナウイルス感染症者に係る、寄附金税額控除の特例を設けるもので、新型コロナウイルス感染症特例法の施行令に基づき、文部科学大臣が指定するイベントの中止、延期、規模の縮小により生じた、入場料の払戻を請求する権利、こちらを放棄した場合に、それを寄附とみなして、個人住民税の寄附金税額控除に関する規定を適用する旨を定めております。

8 ページを御覧ください。改正条例の第3条になります。第2条で新設しました、附則第27項を、附則第28項に繰り下げ、附則第27項として軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定を新設しております。

軽自動車のうち、自家用の乗用の電気自動車、天然ガス自動車を、令和3年度及び令和4年度に新規取得した場合に、翌年度に課税される種別割の税額を1万800円から2,700円に低減をするものでございます。

附則になります。第1項は、この条例の施行期日を定めるものでございます。

第2項から第6項までは、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

第7項は、種別割に関する経過措置を規定するものでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。ちょっとまだ十分に勉強できていないので、質問が適切かどうか不安なのですけれども、2 ページ目の第19条に書いてあります。所有者の所在が不明

の場合、使用者を所有者とみなすとありますが、この場合の所有者というのは、登記簿に記載されている登記名義人のことだろうと思うのですが、これが不明の場合は使用者、使用者も不明だった場合は、どういうふうにされるのか。その記述はここには該当しないですね。確認してください。

○議長（吉田敏郎）

税務課長。

○税務課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。今回、こちらの所有者が不明な土地等に係る固定資産に対しまして、使用者にみなすというようなことでございますけれども、例えば、今、課題となっているものとしまして、例えば、所有者が死亡した場合ですとか、そういった場合には、相続登記がすぐには行われないというようなことがございます。そういった場合には、町のほうとしましては、町というか、市町村としては、相続人を把握するために、指定の調査ということで、戸籍の請求などの調査、そういったものをやるということで、一定の義務の事務量がかなりかかっているということが課題としてございます。そういったことの中で、税制改正の中で、こういった所有者の不明の土地等に関して、みなせるというようなものがあります。

あと使用者に関しても、3か月を経過した場合には、申告をしてもらうというようなものも明確に現の所有者を確認、把握するためのものとして、制度化されたというものを条例に反映したというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

ごめんなさい。ちょっと質問が適切な表現ができていなくて、申し訳なかったと思いますが、要は所有者が分からない場合は、使用者を所有者として、固定資産課税台帳に登録となるので、この使用者もいなかった場合はどうするのかなということが、単純な質問なのです。だから、所有者が分からない。使用者もいない。そうした時はどうするのかなというのが、単純に思ったわけですが、この条例改正に該当しないような質問であれば、それで取り下げますけれども。もし分かりましたら、教えていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。税務課長。

○税務課長（遠藤直紀）

お答えします。使用者を所有者としてみなせる制度ということでございます。こちらで固定資産税台帳のほうに登録をするということでございますけれども、このあたりを現に使用者となっている方というのは、調査等は必要になるということになりますけれども、そうでない場合は、現在もそうなのですが、課税をしている方が、例えば亡くなった、そういうような場合に、そこを使用者というのは調査をし

ていくというところでございます。

例えば、亡くなって、次の方、死亡して分からないというような場合には、相続人の代表者の方に、課税を、亡くなった方の登記はそのままになりますので、その方に納税通知を送るというような形になってくるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

5 番、茅沼議員。

○5 番（茅沼隆文）

質問が適切に表現できていなくて、申し訳ないと思うのですが、所有者がもう分からなくなってしまったと。使用者もいないという、要するに空き地とか、空き家とか、全く誰に課税していいのか分からないというような物件があった場合はどうされるのかなというのが、表現方法を変えて言えば、そういう質問になると思うのですが、もしそれがこの今回の条例の制定に関しての質問としてふさわしくないのであれば、また、別の機会にお伺いしますけれども、もしお分かりになれば、教えていただければいいなと思ったのですが。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

議員のおっしゃること、よく分かります。本来、この条例改正の趣旨からいえば、所有者が分からない。そういうような不明の土地に係る課題に対応するということで改正をするわけでございますので、それ以前の使用者がはっきりしない場合というのは、今回の条例改正では想定はしていない。ただ、当然、使用者ではなくて、本来は所有者のほうに課税するというのは、これは大原則でございますので、住民票や、あるいは戸籍等の公募等は、職権で取らなければいけない。ただ、あくまでも誰が、その中で誰が所有者か分からない場合、ものによっては、誰が使用者かも分からないというものは、当然出てくると思います。そういう時には、使用者と思われる方とか、その他、先ほど課長がおっしゃったように、相続の方とか、関係者から聞き取りを行って、できる限り使用者についても明らかにしなければいけないというようところでございます。これをはっきりしないと、私どもとしては、もうそれ以上追いかけることができませんので、課税するということが、なかなか難しいということになりますけれども、あくまでも今回のこの対応につきましては、使用者が分かるだろうという前提の改正だというふうに御理解いただければありがたいです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。許します、どうぞ。

○5 番（茅沼隆文）

そうしたならば、所有者も使用者も全く分からないということについての疑問はまた別の機会にお聞きするといいたしますけれど、今回、ここに所有者が分からなくて、使用者が分かって、この方を資産課税台帳に登録するということになりますけれども、これに対象件数は、開成町、今何件ぐらいありますか。

○議長（吉田敏郎）

税務課長。

○税務課長（遠藤直紀）

今のところ、所有者不明土地として、今、分からないというような土地は想定はしていません。ゼロです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第43号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはないですね。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。